

川崎市幸区公告第 1 6 号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 7 年 3 月 1 9 日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和 6 年度	介護 保険料	第 1 0 期	令和 7 年 4 月 1 日	計 3 件

（別紙省略）